# 公告

## 諸事項

### 押収物還付公告

下記の押収物は還付不能につき、刑事訴訟法第499条第２項の規定により公告する。受還付人は、同条第３項所定の期間内に還付の請求をされたい。

記

東京地方検察庁立川支部検察官
平成24年検第5923号覚せい剤取締法違反被告事件（平成24年庁外領第2053号）　１．エンジンキー１個。2．自動車検査証１通。3．自家用普通乗用自動車１台

横浜地方検察庁小田原支部検察官
平成25年検第300636号業務上過失傷害、道路交通法違反被疑事件（平成25年領第287号）　１．現金487,012円。2．茶封筒４枚。3．領収書１枚。4．鍵１束。5．ナンバープレートカバー２枚。6．ＣＤ３枚。7．段ボール箱１箱。8．封筒２パックと11枚。9．ライト付ランプ１個。10．本２冊。11．健康サンダル１足。12．ＣＤケース２個。13．カセットテープ２巻。14．リモコンエンジンスターター１個。15．電池式携帯充電器２個。16．ＵＳＢアダプター１本。17．携帯充電用端子４個。18．ペンシルライト１本。19．ＡＣアダプター２個。20．バッテリーチャージャー１個。21．小物入れ１個。22．ボールペン１本。23．タバコの吸い殻１本

大阪地方検察庁検察官
平成25年検第6136号窃盗被疑事件（平成25年領第2542号）　１．ポーチ１個。2．ネックレス６本。3．ブレスレット１本。4．腕時計１本。5．イヤリング４個。6．錠剤２錠。7．布製袋２枚。8．コンドーム１ケース。9．化粧水１本

名古屋地方検察庁検察官
平成24年検第101494号覚せい剤取締法違反、あへん取締法違反、麻薬及び向精神薬取締法違反被告事件（平成24年領第1287号）　１．茶封筒14枚。2．財布１個。3．手袋２双。4．現金50万451円。5．割り箸１本。6．電子秤１個。7．ビニール袋220枚。8．鍵６本。9．注射器1706本。10．バッグ１個。11．ライター３個。12．電池１個。13．充電器２個。14．ペットボトル２本。15．ボールペン１本。16．懐中電灯１本。17．小銭入れ１個。18．オーデコロン１個。19．カッターナイフ１本。20．プラスドライバー１個。21．三色ボールペン１本。22．石鹸１個。23．錠剤10個。24．キャップ１個。25．ローラー１個。26．空き瓶１本。27．レジ袋１袋。28．空き缶１本。29．ポーチ１個。30．ＣＤ―Ｒ７枚。31．プラスチックケース１個。32．ヘルメット１個。33．スコップ１本

### 工場財団

青森県八戸市沼館三丁目６番48号**八戸ガス株式会社**の工場財団に青森県八戸市沼館三丁目５番地６号八戸ガス株式会社ガス工場の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 25 年７月２日

青森地方法務局八戸支局

### 建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による全部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月２日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年６月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ＩＮＡＸエンジニアリング　新美　充敏　愛知県常滑市鯉江本町５－１　国土交通大臣許可(般・特―23)第15506号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業、電気工事業に関する一般建設業の許可並びに建築工事業、大工工事業、左官工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、建具工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月15日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により全部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月２日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年６月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　小坂建設株式会社　小坂　勝美　岐阜県大野郡白川村平瀬396番地の22　国土交通大臣許可（特―23）第19346号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（造園工事業に関する特定建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年４月26日付けで建設業法第17条において準用する同法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による一部の業種に係る廃業の届出があり、同法第29条第１項第４号に該当するため、取消処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月２日

中部地方整備局長　梅山　和成

1　処分をした年月日　平成25年６月13日
2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社天竜　静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川2387番地の１　国土交通大臣許可（般―24）第15921号
3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（大工工事業、タイル・れんがブロツク工事業、板金工事業、塗装工事業、防水工事業に関する一般建設業の許可）
4　処分の原因となった事実　平成25年５月１日付けで建設業法第12条の規定により一部の業種に係る廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

### マンション管理業者の業務停止処分の公告

マンション管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第82条の規定に基づく処分をしたので、同法第84条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 25 年７月２日

近畿地方整備局長　谷本　光司

1　被処分者
⑴　商号　関兼不動産株式会社
⑵　代表者氏名　吉田　道子
⑶　主たる事務所　兵庫県神戸市須磨区北町２丁目１番22号
⑷　登録番号　大臣⑶第060796号
⑸　登録年月日　平成24年６月19日
2　処分年月日　平成25年６月19日
3　処分内容　マンションの管理の適正化の推進に関する法律第82条に基づく業務停止命令（90日間）
⑴　業務停止期間　平成25年７月７日から平成25年10月４日まで
⑵　停止を命ずる業務の範囲
マンション管理業に係るすべての業務。ただし、業務停止の開始日前に締結された管理受託契約の同一の条件による更新及び業務停止の開始日前に締結された管理受託契約に基づく管理事務並びに業務停止の開始日前に締結された停止条件付き契約（１の管理組合の構成員全員に対して、分譲後の管理受託契約を約するものに限る。）が業務停止期間中に効力発生した場合における、当該管理受託契約に基づく管理事務を除く。

### 相続財産管理人の選任

次の被相続人について、相続人のあることが明らかでないので、その相続財産の管理人を次のとおり選任した。

**平成２５年（家）第４００３８号**
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目38番地１ハニーハウス403号
申立人　新中　英司
本籍群馬県みどり市大間々町大間々1041番地、最後の住所横浜市旭区下川井町360番地さくら苑、死亡の場所横浜市旭区、死亡年月日平成25年２月13日、出生の場所横浜市神奈川区、出生年月日昭和５年２月24日、職業無職
被相続人　亡　山田　四郎
事務所川崎市麻生区万福寺１丁目８番１号横山ビル202
相続財産管理人　司法書士　野俣　眞弓

横浜家庭裁判所